

## 京浜急行電鉄 要望項目一覧（8件）

I 輸送力増強.....	2
1 新線・線増計画	
(1) 久里浜線の三崎口駅以南への延伸（継続）	
2 輸送計画の改善	
(1) 横浜・川崎方面から羽田空港駅直通電車の増強（継続）	
II 利便性向上.....	2
1 停車要望	
(1) 京急鶴見駅、日ノ出町駅への特急電車の停車（継続）	
2 駅施設等の整備	
(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の改善等（継続）	
(2) 神奈川新町駅の本格的なバリアフリー化（継続）	
(3) 京急川崎駅の利便性・安全性の向上（継続）	
III その他.....	6
(1) 自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進（継続）	
(2) 神武寺駅における英語放送の実施、又は列車発車案内装置の設置（継続）	

## I 輸送力増強

### 1 新線・線増計画

#### (1) 久里浜線の三崎口駅以南への延伸（継続）

本線の延伸は、今後の人口動態等により凍結されたことは承知していますが、鉄道の延伸は、移動利便性の向上のみならず、定住人口の増加や商業・サービス施設等の立地を促進するなど新たなまちづくりの契機となり、三浦エリアの活性化を強力に推進するものです。中期経営計画における「都市近郊リゾートみうらの創生」に向けた滞在拠点の整備、多世代共生の街づくり、三浦 newcal 等の取組み、また、三戸地区発生土処分事業完了後の大規模土地利用の事業推進により、三浦エリアの活性化にご協力いただいているところですが、長年にわたる市民の要望をご理解いただき、引き続き本路線の延伸に向けご検討いただきますよう要望いたします。

（三浦市都市計画マスタープラン）

### 2 輸送計画の改善

#### (1) 横浜・川崎方面から羽田空港駅直通電車の増強（継続）

横浜方面から羽田空港駅へ向かう電車については、早朝時間帯における急行の始発駅の変更など、利便性向上を図っていただき深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和5年5月から「5類感染症」となったことによる羽田空港の利用者数の一定の回復を見据え、羽田空港アクセスの更なる強化に向けて、引き続き、利用者の需要に応じた利便性の高いダイヤ設定を要望いたします。

（横浜都市交通計画）

## II 利便性向上

### 1 停車要望

#### (1) 京急鶴見駅、日ノ出町駅への特急電車の停車（継続）

京急鶴見駅、日ノ出町駅は急行の停車などの対応をいただいておりますが、事業所や店舗が集中する地域にあり、周辺においては市街地開発も進んでいることから、特急電車の停車など、更なる駅利用者の利便性向上が図られるよう要望いたします。

## 2 駅施設等の整備

### (1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の改善等（継続）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー化について、整備を進めていただいているところですが、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も踏まえ、誰もがより安全かつ自由に駅を利用できるよう、引き続き、次の事項について、特段に配慮されるよう要望いたします。

また、横浜市及び川崎市においては、バリアフリー法に基づく基本構想を作成しているため、当該基本構想に基づく公共交通特定事業計画の作成及び移動等円滑化にかかる事業を推進し、整備にあたっては、高齢者・障害者など駅利用者や地域の関係団体の意見を聞きながら進めるよう要望いたします。

#### ① 転落防止

ホームドア、可動式ホーム柵等の設置による高齢者、視覚障害者等の旅客の転落を防止するための設備の整備については、県内9駅にホームドアを設置していただき、令和6年度も整備を進めていただいているところです。また、2030年代初頭までに全駅でのホームドア・ホーム固定柵の設置をめざすことを公表していただいておりますが、早期の設置を要望いたします。転落防止施設の整備までに時間を要する駅については、当面の転落時の対応として、一部の駅にCPライン、ホームステップ及びくし状ゴムを設置していただいておりますが、内方線付き点状ブロックやCPラインの整備、線路への転落時の対応としてホームステップ、転落検知マットの設置等安全対策を推進されるよう要望いたします。

#### ② バリアフリースイート等

川崎市内については、全てのバリアフリースイート・男子トイレ・女子トイレにベビーベッドあるいはユニバーサルシートを設置していただいているところですが、引き続き、妊産婦・乳幼児連れの保護者等が安心して利用できるような施設（子どもサイズの便器・洗面器・ベビーベッド、授乳室等）や、大人や体の大きな子どもも使用可能な大きめのシート（ユニバーサルシート）など利用者から要望の多い設備の整備についても、取り組まれるよう要望いたします。

#### ③ 移動経路等

エレベーターまたはスロープで段差の解消をしていただいておりますが、高齢者、障害者をはじめとしたすべての利用者にとって、円滑な移動経路の確保が可能となるよう整備の推進を要望いたします。また、円滑な経路について、1ルート目が確保された駅においては、2ルート目の確保や駅改良時には利用者

の身体の状態に応じて分け隔てることのない導線の確保を検討していただきますようお願いいたします。

また、曲線ホームに、ホームと車両との一部空隙を縮小させるくし状ゴムを設置するなどしていただいておりますが、他の一部未整備の駅についても、ホームと車両との段差及びすき間の解消についても、取組みをお願いいたします。

#### ④エレベーター、エスカレーター等

スロープ・階段昇降機対応駅については、駅舎改修等の際に、車いす対応のエレベーター、エスカレーターの設置を検討されるよう要望いたします。

また、救急出動件数は年々増加傾向にあり、駅構内の救急事案における傷病者の収容に際しては、救急担架を水平にして搬送することが望ましい傷病者も多いことから、救急担架が容易に収容できるエレベーター（奥行き 2.0m 以上、幅 0.6m 以上）の設置を要望いたします。

ただし、上記エレベーターの設置が困難な場合には、代替案として、整備していただいている担架に加え、足部等が折りたためる等、コンパクトにエレベーターへ収納することが可能なサブストレッチャー（搬送補助器具）を装備していただきたく要望いたします。

#### ⑤車両等

高齢者や障害者等が更に利用しやすいよう、移動等の円滑化された車両の整備、新車両の開発・導入を検討されるよう要望いたします。

一部車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が使用できるフリースペースを設置していただいておりますが、全車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が使用できるスペースを配置するとともに、周囲からも容易に認識できるように、マークの掲出や床面等の着色を行うよう要望いたします。また、駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についてもあわせて要望いたします。

#### ⑥案内表示等

これまでも、多言語及びふりがなの表示された案内板・券売機の設置や触知案内図の設置などに取り組んでいただいておりますが、視覚障害者や聴覚障害者の方に配慮した案内表示の整備により一層取り組むよう要望いたします。特に事故発生時など、緊急時における情報提供については、特段の配慮をお願いいたします。

運行情報案内ディスプレイについても整備を進めていただいておりますが、引き続き設置拡大を要望いたします。

また、ウェブサイトにおける積極的な情報提供についても取り組むようお願いいたします。特に工事等による一時的な設備の使用中止と代替手段の情報は、移動が困難な高齢者や車いす使用者にとって必要な情報です。現場での案内表示と合わせて、ウェブサイトでの情報提供にも取り組むよう要望いたします。

また、その際は、様々な利用者が情報にアクセスしやすいよう配慮をお願いいたします。

#### ⑦人員対応

高齢者、障害者等が利用しやすいよう、視覚障がいのある利用者への声かけサポート運動や、全駅係員のサービス介助士の資格取得、バリアフリーに関するポスター等の掲示などにすでに取り組んでいただいているところですが、ラッシュ時における改札、精算窓口への必要な駅職員の配置や、エレベーター等を利用する際駅職員による配慮を含め、安全で利用しやすい駅舎づくりへの継続した取組みを要望いたします。

なお、一部の駅について、始発から7時まで及び駅係員が業務で改札を離れる際に、改札の対応がモニターホンによるリモート対応となり、同時間帯に乗降介助が必要な場合は前日20時までに連絡をする運営方法に変わっており、今後もこのような駅を拡大していく方針とお聞きしています。この運用下ですと、急に鉄道利用が必要になった場合にこれまでよりも時間がかかるなど、障害者にとってのサービス低下も懸念されます。経営面等を考慮した駅運営の省力化はやむを得ないことは承知していますが、駅運営方法のさらなる見直し等、特段のご配慮をお願いいたします。

また、障害者差別解消法の改正により、令和6年度から民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたところです。既に研修に取り組んでいただいているところですが、引き続き障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮について理解を深めるための研修などを駅職員に対して実施していただくよう要望いたします。

さらに、事前的改善措置として環境整備にも積極的に取り組むようお願いいたします。

あわせて、AEDにつきましては、的確に使用できるよう、繰り返しの受講も含め駅係員等への普通救命講習受講の促進について、取り組まれることを要望いたします。

〔新かながわランドデザイン、横浜市基本構想、横浜市都市計画マスタープラン、横浜  
都市交通計画、川崎市総合都市交通計画〕

#### (2) 神奈川新町駅の本格的なバリアフリー化（継続）

神奈川新町駅の1日の乗降客数は約16,700人/日（令和5年度）と、3,000人/日を大きく超えている状況ですので、現況のエスカルによる対応ではなく、エレベーター設置などの本格的なバリアフリー化について、早期の実現を要望いたします。

#### (3) 京急川崎駅の利便性・安全性の向上（継続）

京急川崎駅周辺においては、西口地区で、第一種市街地再開発事業が計画され

ています。また、令和5年3月に、京浜急行電鉄（株）及び（株）ディー・エヌ・エーが報道発表した新アリーナ計画で、約1万人が収容可能な新アリーナの開業が計画されていることが公表されています。

これらの計画の進捗によって、今後京急川崎駅の利用者数の増加が見込まれることから、駅施設の利便性・安全性の向上について検討を要望いたします。

### Ⅲ その他

#### (1) 自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進（継続）

駅までの交通手段として利用される自転車や原動機付自転車が、駅前の歩道、車道、さらに周辺の道路、空地に放置され、歩行者の安全対策、車両交通対策、また景観上から支障が大きくなっています。

このような問題の解決及び利用者の利便性向上のため、放置自転車等を収容する自転車等駐車場の確保及び整備に努力しているところですが、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況にあり、適地がなく苦慮している状態となっています。

つきましては、自転車等の利用者の大部分が京急線を利用する通勤・通学者であること、また、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」の趣旨にのっとり、既設の自転車駐車場のみならず、駅の利用状況や需要量、駅周辺における放置自転車の状況等を勘案し、自ら自転車駐車場を整備、運営するほか、自転車駐車場の用地を市町村へ無償提供することや、市町村の行う施設の設置・維持への助成をするなど、自転車駐車対策をより一層積極的に推進すること、また、市町村が行う放置自転車対策に対して、積極的に連携、協力することを要望いたします。

とりわけ、京急鶴見駅、横浜駅、日ノ出町駅、杉田駅及び金沢八景駅においては、例年、駅周辺の放置自転車台数が多く、市営自転車駐車場だけではひっ迫する駐輪需要に対応することが難しいため、鉄道事業者におかれても、駅周辺の放置自転車対策について、積極的に対応及び協力するよう要望します。

また、現在、市町村あてに有償で貸し付けている用地の借地料軽減について、引き続きご検討いただきますよう要望いたします。なお、市町村としても、自動二輪車（排気量50ccを超えるもの。ただし、側車付きは除く。）の駐車対策に加え、子乗せ電動アシスト自転車の利用増加や電動キックボードをはじめとした新たなモビリティの普及により、多様化するニーズにも対応していく必要があるため、そうした需要に合わせた自転車、原動機付自転車と同様に、自動二輪車の駐車場やシェアサイクルポートの設置についても、特段のご協力、ご配慮をお願いいたします。

（横浜都市交通計画、横浜市自転車活用推進計画、横須賀市都市計画マスタープラン）

(2) 神武寺駅における英語放送の実施、又は列車発車案内装置の設置（継続）

駅名・案内サインの多言語化については、順次進めていただいているところですが、神武寺駅には隣接する池子米軍家族住宅専用の改札口が設置されており、米軍関係者の利用の促進と利便性向上のため、神武寺駅における、英語による案内放送の実施、または、二ヶ国語による列車発車案内装置の設置を要望いたします。